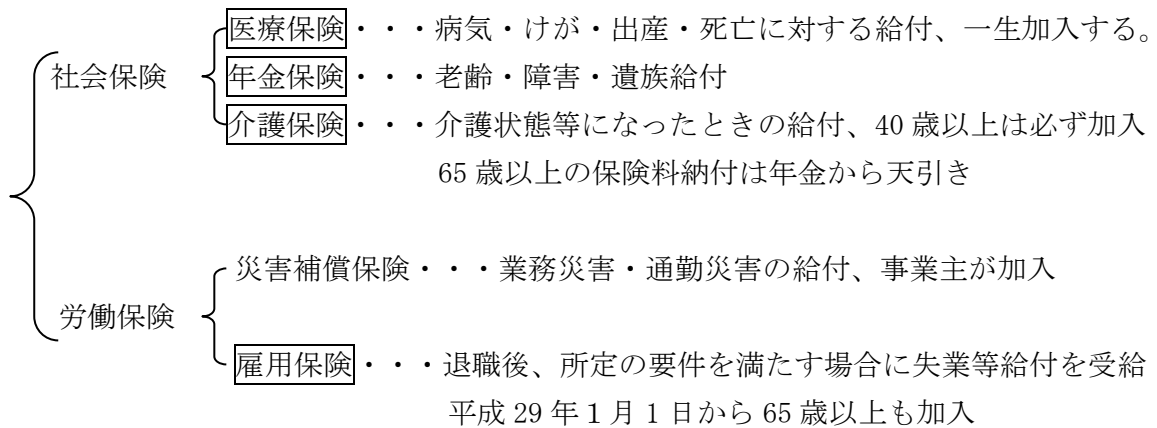


I

退職後の社会保険について (本人が行う手続)

社会保険制度とは、5つの保険の区分に分けられます。
退職後に必要になる4つの保険について、説明します。



1 医療保険について

暫定再任用（フルタイム・短時間）、定年前再任用短時間勤務又は日勤講師（非常勤教員）の在職期間中は、公立学校共済組合に加入しています（臨時的任用教職員、会計年度任用職員（時間講師含む）のうち、組合員資格取得の要件を満たす場合も同様です）。

退職（3月31日）すると、退職日の翌日（4月1日）から現在加入している公立学校共済組合の資格を喪失し、これまでの資格では保険診療が受けられなくなります。

そのため、新たに何らかの医療保険に加入する必要があります。

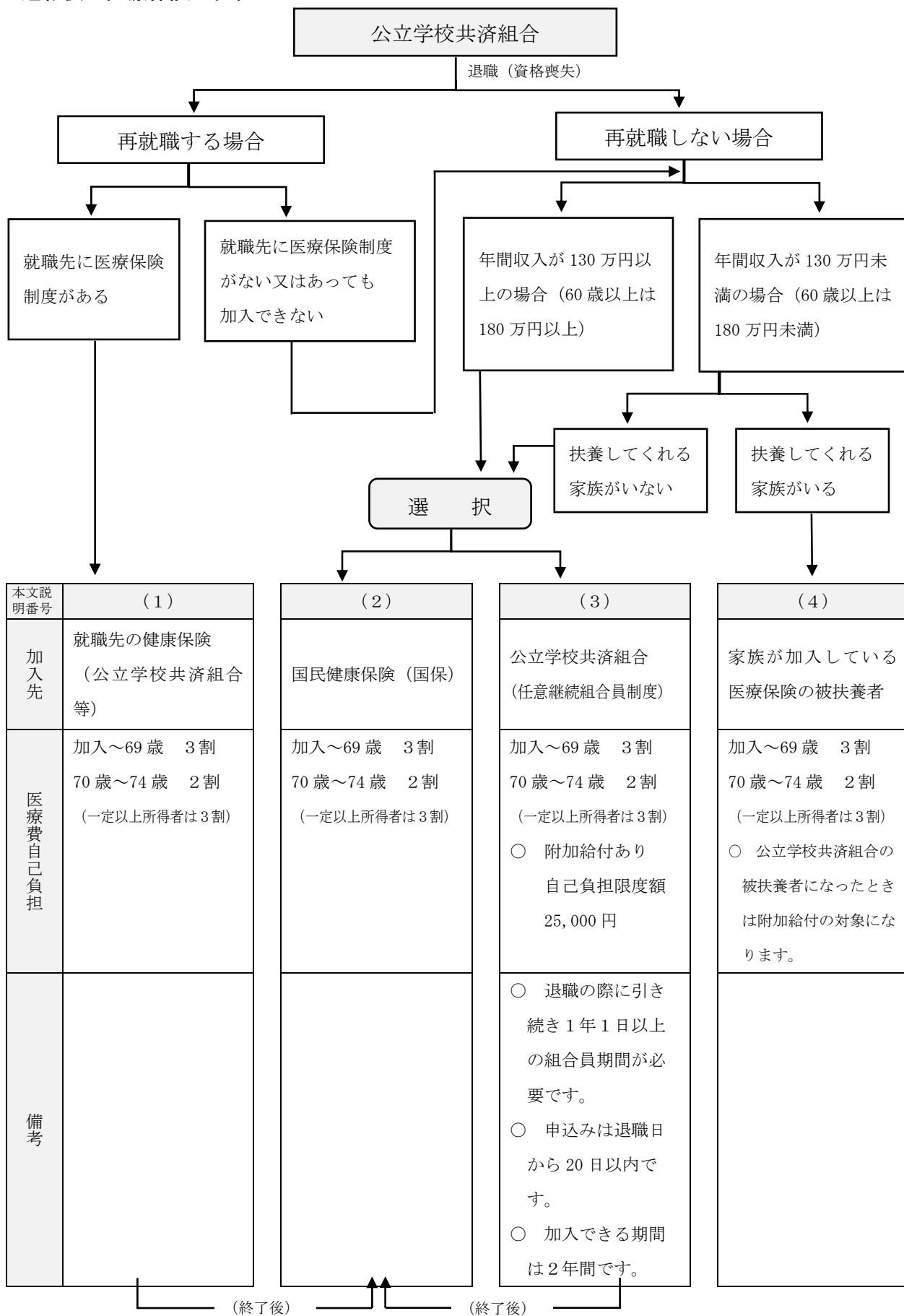
退職後に加入できる医療保険は、次の4種類のいずれかとなります。

- 再就職先の健康保険に加入する
- 国民健康保険に加入する
- 公立学校共済組合の任意継続組合員になる
- 健康保険又は共済組合に加入している家族の被扶養者となる

在職中は、加入手続や保険料の納付（報酬からの控除）など勤務先の学校で行っていましたが、退職後は自分の責任で行うことになります。

退職後、御自分の医療保険がどうなるか、次頁の図を参考にしてください。

退職後の医療保険の仕組み



- 1 医療費自己負担の2割又は3割とは、保健医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合です。
- 2 家族の保険に被扶養者として認定を希望する場合は、家族の加入している健康保険組合に認定条件等を必ず確認してください。
- 3 医療費自己負担は令和6年4月現在のものです。
- 4 70歳～74歳の医療費自己負担割合は、「一般所得者」の方は2割、一定以上所得のある「現役並み所得者」の方は3割です。

(1) 再就職先の健康保険に加入する

ア 東京都公立学校の場合

暫定再任用（フルタイム・短時間）、定年前再任用短時間勤務又は日勤講師（非常勤教員）になったときは、公立学校共済組合の組合員資格が継続します。

臨時的任用教職員・会計年度任用職員（時間講師含む）のうち、組合員資格取得の要件を満たす場合は、公立学校共済組合の組合員となります。詳しくは再就職先に確認してください。

イ 民間の事業所の場合

就職先の事業所が健康保険の適用事業所となっているときは、就職と同時に健康保険に加入することになります。

なお、就職先の事業所が健康保険の適用事業所となっていないときは、次のいずれかを選択し、自分自身で手続をしなければなりません。

- ① 国民健康保険に加入する。(2)を参照
- ② 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。(3)を参照
- ③ 健康保険又は共済組合に加入している家族の被扶養者となる。(4)を参照

(2) 国民健康保険に加入する

就職して会社の健康保険に加入する人と任意継続組合員になる人を除いて、原則として区市町村の国民健康保険に加入することになります。

ア 加入手続は、加入事由発生日（退職日の翌日）から14日以内に住所地の区市町村の国民健康保険担当の窓口で各自申込みをすることになります。

イ 保険料は区市町村によって異なります。

(3) 公立学校共済組合の任意継続組合員になる

この制度を希望する人は、退職後も引き続き掛金を毎月負担することによって、2年間任意継続組合員となることができ、在職中とほぼ同様の給付等が受けられます。

再就職し、その勤務先の健康保険に加入する場合（(1)参照）は、共済組合の任意継続組合員にはなれません。

ア 任意継続組合員の申請手続

次の書類を退職時の所属を通して提出し、退職の日から起算して20日を経過する退職の日から起算して20日を経過する日まで（退職の日の翌日から19日以内）に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続を完了させることが必要です。期限までに手続ができない場合は、任意継続組合員の資格を取得できませんので注意してください。

- ① 任意継続組合員申出書
- ② 一般・短期組合員資格喪失届書（在職中の組合員証等を添付のこと）

なお、年度末退職予定者を対象とした事前申込受付を2月に予定しています。

イ 給付内容

在職中とほぼ同様の医療給付が受けられます。また、人間ドック、保養所等についても在職中と同様に利用できます。

ウ 任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当する場合は、資格喪失となります。

- ① 退職の日の翌日から起算して、2年を経過したとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 掛金を指定の払込み期日までに払い込まなかったとき。
- ④ 再就職により共済組合、健康保険等に加入したとき。
- ⑤ 任意継続組合員をやめる旨を共済組合に申し出たとき（申し出た月の末日まで加入となります。）。

①、③、⑤の理由により資格を喪失した人は他の健康保険の加入手続が必要になります。

■国民健康保険に加入するか任意継続組合員となるかの選択

国民健康保険に加入するか任意継続組合員となるかは、給付内容及び保険料に差がありますので、慎重に比較検討して決めてください。

保険料の比較

国民健康保険の保険料	任意継続組合員の掛金	
<p>区市町村によって異なります。</p> <p>保険料の計算の仕方</p> <p style="text-align: center;">新宿区の場合（令和6年度）</p> <p>保険料には、基礎賦課額（医療分）と後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）と介護納付金賦課額（介護分）があり、それぞれに均等割額と所得割額があります。これら全てを合わせて国民健康保険料とします。</p> <p>年間保険料（1）と（2）と（3）の合計 （賦課限度額計 1,060,000 円）</p> <p>（1）医療分 ※賦課限度額 650,000 円 均等割額（加入者×49,100 円）+所得割額 （加入者全員の算定基礎額×8.69/100） =合計額</p> <p>（2）支援金分 ※賦課限度額 240,000 円 均等割額（加入者×16,500 円）+所得割額 （加入者全員の算定基礎額×2.80/100） =合計額</p> <p>（3）介護分 ※賦課限度額 170,000 円 均等割額（加入者のうち40～64歳の加入者数×16,500 円）+所得割額（加入者のうち40～64歳の方の算定基礎額×2.16/100）= 合計額</p> <p>※ 算定基礎額＝前年中の総所得金額等－基礎控除額 43 万円（合計所得額が 2,400 万円以下の場合）</p> <p>※ 国民健康保険は、前年の収入に基づく住民税額によって算定されるため、退職した年は任意継続組合員より高額になる場合があります。</p>	<p>① 退職時の標準報酬月額</p>	
	<p>② 前年度9月30日における全組合員の平均標準報酬月額 （例） 令和5年9月30日における平均標準報酬月額 380,000 円</p> <p>最高限度額</p> <p>掛金（短期） 35,416 円 "（介護） 6,049 円 掛金計（月額） 41,465 円 掛金計（年額） 497,580 円</p>	<p>①又は②のいずれか低い額に掛金（短期）率 93.2/1000 及び 掛金（介護）率 15.92/1000 を乗じた額</p>
	<p>※掛金率は令和6年4月1日時点の率です。</p>	

(4) 健康保険又は共済組合に加入している家族の被扶養者となる

原則として次のア、イ及びウの全てに当てはまる場合は、家族が加入する保険又は組合の被扶養者となることができます。この場合、扶養者が勤務先に申告して認定を受けます。保険料の支払いはありません。

ア 他の医療保険に加入していないこと。

イ 年収が下表のいずれかであること。

ウ 扶養者が加入している医療保険に被扶養者として認定される資格要件を備えていること。

※ 家族の保険に被扶養者として認定を希望する場合は、家族の加入している健康保険組合に認定条件等を必ず確認してください。

①・ 60歳以上の人 ・ 収入の中に障害年金を含む人又は障害年金受給程度の障害を有する人（いずれも年齢の制限なし）	→年収 180 万円未満
② ①に記載した以外の人（遺族年金受給者を含む）	→年収 130 万円未満

後期高齢者医療制度

平成 20 年 4 月から、75 歳以上の方と 65 歳以上 75 歳未満の方で一定の障害の状態にあり広域連合の認定を受けた方は、高齢者の医療の確保に関する法律による医療給付の対象となります。

後期高齢者医療制度の運営主体は、各都道府県の広域連合又は市区町村の窓口になりますので、詳しくはそちらにお問合せください。

Q 1 国民健康保険と公立学校共済組合の任意継続のどちらが有利か

A 医療機関にかかったときの負担は、両制度とも自己負担割合に違いはありません。そのため、通常保険料の金額により選択することになります。

健康保険任意継続の保険料額は、現在支払っている健康保険料額の約2倍※となり、加入期間（原則2年間）中、基本的に変更はありません（保険料率の改定等がある場合には変更されます。）。

国民健康保険の保険料額は区市町村によって計算方法が異なります。

また、前年の所得等により毎年度変更されます。区市町村で試算してもらえますので、居住地の国民健康保険担当課にお問合せください。

また、国民健康保険は、本人・家族の区別がなく、各人が被保険者となるので、扶養親族が多い方が国民健康保険に加入すると、世帯全体の保険料が高くなる場合が多いようです。

保険料や給付内容を比較検討し、どちらに加入するか判断してください。

※ 在職中は事業主（都）と本人が保険料を半分ずつ負担しておりましたが、退職後は本人が全額負担することになります。

Q 2 国民健康保険の保険料（税）はどのように賦課されるのか

A 国民健康保険の保険料（税）は世帯単位で賦課されることとなっており、国民健康保険法による保険料と地方税法による保険税があります。

なお、区部では保険料、市町村部では保険税又は保険料を採用しています。

保険料（税）の内訳として基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額があります。40歳以上65歳未満の方が含まれる世帯は、基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額に介護納付金賦課額を加算して保険料を納めます。

○ 保険料（東京都23区の計算式）

保険料＝所得割額＋均等割額

○ 保険税（東京都市町村の計算式）

保険税を採用している市町村では、次のいずれかの方式により保険税が計算されます。

2方式＝所得割額＋被保険者均等割額

3方式＝所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額

4方式＝所得割額＋資産割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額

Q3 退職後も受けられる給付はどのようなものか

A 退職後も一定の要件を満たした場合、以下の給付が受けられます。

(1) 傷病手当金

1年以上組合員であった者が、①退職した際に傷病手当金を受けていたか、又は退職した日において療養のため勤務できなかった日以後3日を経過していた場合（退職日が3日目に当たる場合は不可）で、②退職後任意継続組合員になるか、又は国民健康保険に加入し、③退職後も引き続き療養のため労務に服することができないときに支給されます。

なお、傷病手当金は、障害厚生（共済）年金・障害基礎年金、老齢厚生（退職共済）年金・老齢基礎年金、障害手当金（障害一時金）等を受給している場合、傷病手当金の支給額から年金等相当額を差し引いた上で支給されます。

(2) 埋葬料

組合員（任意継続組合員を含む。）が、公務によらないで死亡したとき又は資格喪失後3か月以内に死亡したときに遺族は埋葬料が受けられます。